

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成24年4月9日(月)
午前10時00分～午前10時08分
会場 委員会室

1. 出席者

6番 幸前信雄、12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、
14番 内藤皓嗣、16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長、1番 磯田義弘、2番 黒川美克

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

浅岡保夫、柴田耕一、杉浦辰夫、北川広人、鷺見宗重、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 平成24年第1回臨時会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
- 2 平成24年第2回臨時会について
- 3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員の指名いたします。

《議 題》

1 平成24年第1回高浜市議会臨時会の開催について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

総務部長説明 それでは、平成24年第1回臨時会に付議させていただきます案件につきまして、御説明申し上げます。案件といたしましては、一般議案3件をお願いするものでございます。始めに、議案第35号は、地方税法等の一部改正に伴い、市たばこ税の税率及び退職所得課税の見直し、固定資産税の評価替えに伴う特例措置を継続する等のもので、第87条の改正規定は、道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲がされたことに伴い、平成25年度から市たばこ税の税率を千本につき4,618円から、5,262円に引き上げるものであります。附則第9条を削除する改正規定は、平成25年1月1日から支払われるべき退職所得に係る個人市民税の10パーセント税額控除を廃止するものであります。次に、附則第10条の2では、新たに固定資産税の課

税標準の特例額を設けるもので、平成24年4月1日以後に取得された所定の下水道除害施設については4分の3を、雨水貯留浸透施設については3分の2と定め、平成25年度分から適用するものであります。附則第11条の2から附則第15条までの改正規定は、固定資産税の評価替えに伴う特例措置を継続するもので、土地、宅地、商業地、農地及び市街化区域農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの固定資産税の特例措置を定めるほか、特別土地保有税の課税標準額の特例措置を延長するものであります。附則第16条の2の改正規定は、旧3級品製造たばこに係るたばこ税の税率について、当分の間、千本につき2,495円とするものであります。次に、附則第22条の改正規定は、雑損控除額の対象額として、東日本大震災による損失金額に災害関連支出を含めるとともに、附則第22条の2を加える改正規定では、東日本大震災等により滅失し、居住用とすることができなくなった家屋の敷地である土地又は当該土地に係る権利を譲渡した場合の所得割の納税義務者に係る長期譲渡所得について課税特例措置を定めるものであります。また、附則第24条は、新たに地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの年度分の個人市民税の均等割について、臨時に500円を加算した金額とするものであります。続きまして、議案第36号は、平成24年度から平成26年度までの年度分に係る都市計画税について、固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置を、ただいま申しあげました固定資産税と同様の措置を講ずるためのものであります。最後に、議案第37号は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る長期譲渡所得の譲渡期限の延長の特例を設けるものであります。平成24年第1回臨時会に付議させていただきます案件につきましては、以上のとおりであります。

委員長 ただいま、当局より説明のありましたとおり、一般議案3件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長挨拶。

市長挨拶

委員長 当局の方は、御退席願います。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

事務局説明 それでは、お手元に配布させていただいております「平成24年第1回臨時会の会期及び会議日程(案)」を御覧いただきたいと思います。会期は4月16日月曜日の1日間とし、会議日程といたしましては、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、説明、質疑、討論、採決、閉会の順序でお願いをいたします。議案の取り扱いといたしましては、委員会付託を省略して、全体審議でお願いしたいと思いますので、よろしくお願したいと存じます。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、当局より提示がありました案件につきまして、ただいま、事務局が説明しました案のとおりを決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定をさせていただきます。

2 平成24年度第2回臨時会の日程について

委員長 事務局より説明を願います。

事務局説明 それでは、お手元に配布させていただいております「平成24年第2回臨時会の会期及び会議日程(案)」を御覧いただきたいと思います。会期は5月16日水曜日の1日間とし、会議日程の予定といたしましては、開会、

市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件、閉会の順序でお願いしたいと思います。なお、外郭団体等特別委員会委員の選任、議会改革特別委員会委員の選任、衣浦衛生組合議会議員の選挙、衣浦東部広域連合議会議員の選挙につきましては、辞任願が提出されてから、追加で付議請求をいたしたいと思います。また、臨時会の招集は、例年と同様に地方自治法第101条第3項の規定によることといたしまして、招集請求議員は、議会運営委員会のオブザーバーを除く、委員全員でお願いしたいと存じます。

委員長 ただいま、事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定をさせていただきます。

3 その他

委員長 皆さんのほうで何かありましたらお願いをいたします。

意 見 な し

委員長 ないようでございますので、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時08分

議会運営委員会 委員長

議会運営委員会 副委員長